

下水道使用料について

下水道使用料について

公営企業の原則

- 公営企業である下水道事業の経営は独立採算が原則
- 事業の経費は使用料収入を柱とする受益者負担で賄うのが原則

下水道事業を取り巻く状況

- 人口普及率 約99% → 概ね整備は完了 → 使用者の大幅な増加は見込めない
- 節水機器の普及による使用量の減少 → 使用料の大幅な増収は見込めない
- 安心・安全なサービスの提供
- 施設等の老朽化・劣化の進行 → 更新や耐震化など一定規模の投資が必要
- 地方債の発行による将来負担の増加
- 市財政の悪化 → 公費(一般会計繰入金)による補てん財源の確保
- 適正な水準による受益者負担(下水道使用料)の確保
- 消費税の増税や物価の上昇 → 消費者の負担増により生活を圧迫

下水道使用料の基本原則

下水道法

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 (省略)

地方財政法

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもって充てることができる。

雨水公費・汚水私費の原則

下水道処理費

雨水にかかる経費



公費(一般会計繰入金)

自然現象によるもので、雨水の排除により、浸水からまちを守り、機能の保全を発揮することで、受益の範囲が広く一般市民に及ぶ

汚水にかかる経費



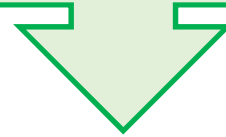
私費(下水道使用料)

原因者及び下水道使用者を特定でき、受益の範囲は使用者に直接つながる

下水道使用料の算定の流れ

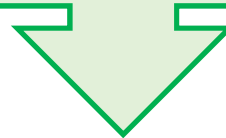
1 事業計画・財政計画の策定

- 下水道事業を継続するに当たり、今後必要な投資と必要額の見通し(収支見積)
- 今後の使用料収入や投資、地方債残高の見通し



2 使用料算定期間の設定と使用料水準の検討

- 公共料金としての安定性を確保するため、料金算定期間を決定
- 料金算定期間内に事業を行う財源として使用料収入はいくら必要かを決定



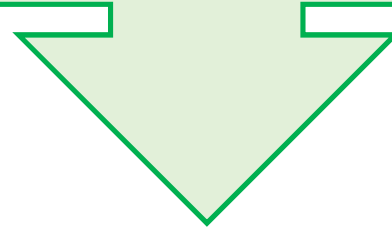
3 使用料体系の決定

- 必要な使用料収入を使用者間でどのように割り振り、負担するか決定

下水道使用料算定期間の設定

下水道使用料算定の基本的な考え方（国土交通省監修、日本下水道協会発行）

- 日常生活に密着した公共料金
- できるだけ安定したものであることが望ましい
- あまりに長期の期間を設定することは予測の確実性を失う
- 財政計画期間は、一般的には2年ないし4年程度が適当



平成30年度からの公営企業会計の適用を控え、平成32年度までの4年間で下水道使用料算定期間に設定

下水道使用料水準の検討

下水道事業を行うための経費

- 下水道サービスを提供するために必要な費用(維持管理費)
- 地方債の支払利息
- 今後の投資や資産維持のための費用(資本費)

維持管理費

人件費
流域下水道負担金
施設補修費
委託料 など

+

資本費

【官庁会計の場合】

地方債元利償還費

【企業会計の場合】

減価償却費

地方債支払利息

=

下水道使用料

下水道使用料体系の検討

2部料金制

料金が使用水量にかかわらず一律である「基本料金」と使用水量に応じて支払額が変動する「従量料金」の2部から構成される料金制度

基本料金

汚水放流量に関係なく、下水道事業を行うため必要な固定的経費を回収する料金として位置づけ

従量料金

汚水放流量に応じて発生する変動的な経費を回収する料金として位置づけ

下水道使用料体系の検討

需要家費

下水道使用水量の多寡にかかわらず下水道使用者数に対応して増減する経費
(使用料徴収経費など)

固定費

下水道使用水量及び使用者数の多寡にかかわらず固定的に必要なとされる経費
(人件費、施設維持管理費、流域下水道建設負担金、資本費など)

変動費

下水道使用水量及び使用者数の多寡に応じて変動する経費
(動力費、流域下水道処理負担金など)

基本料金

従量料金

需要家費及び固定費を基本料金として賦課するのが適当であるが、使用料対比に占める固定費が極めて大きいことから、その一部を基本料金として賦課し、他を従量料金として賦課する

基本料金 (H27 25%)

従量料金 (H27 75%)

下水道使用料体系の検討

料金体系が抱える問題点

基本料金

費用の大半は固定費であり、必要な費用は基本料金で回収したいところであるが、基本料金を上げると少量利用者の負担が重くなる

従量料金

収入を従量料金に依存すると、有収水量が減少すれば料金の値上げを検討せざるを得ないが、節水したにもかかわらず料金の値上げとなると市民から理解を得にくい

逡増料金制

多量使用の抑制を目的に、逡増料金制を採用しているケースがあるものの、使用量は減少傾向にあり、時代にマッチしなくなりつつある

下水道使用料体系の検討

段階別逦増料金（累進使用料制）

全体の約87%が基本使用料をベースとした従量制を採用している。また、使用量が増大するにつれ割増額が増大していく累進制を採用しているのは全体の約73%となっている。

使用料徴収条例 施行団体数	従量使用料制		その他 (水道料金比例制等)
	基本料金あり	基本料金なし	
1, 422	1, 235	50	137

全体の約87%

累進使用料制	水質使用料制	一般排水、特定排水の区分		
		区分あり	区分なし	合計
1, 035	61	109	1, 313	1, 422

全体の約73%

下水道使用料体系の検討

用途別料金体系

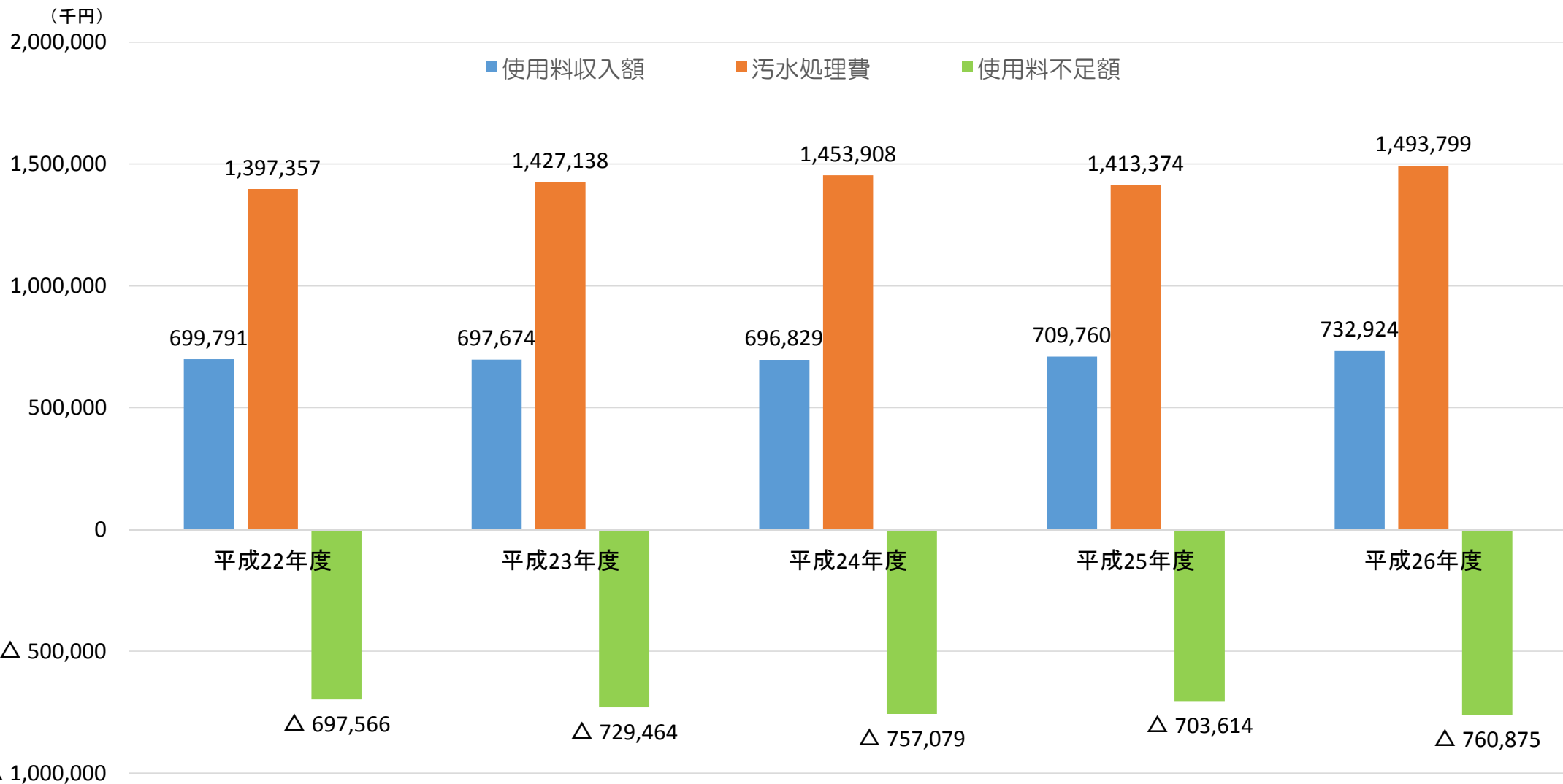
一般汚水

- 一般家庭
- 集合住宅
- 官公庁
- 学校
- 病院
- 営業
- 工場
- その他

公衆浴場汚水

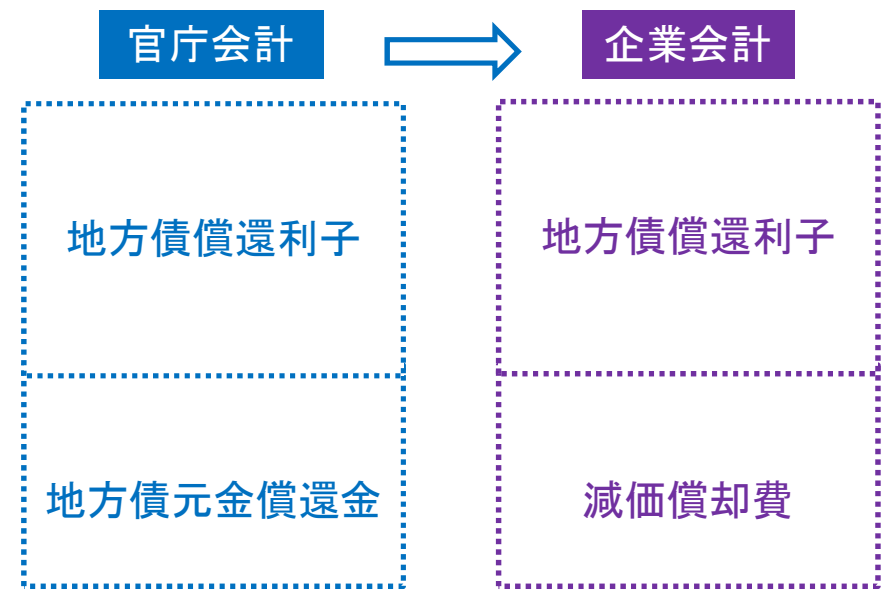
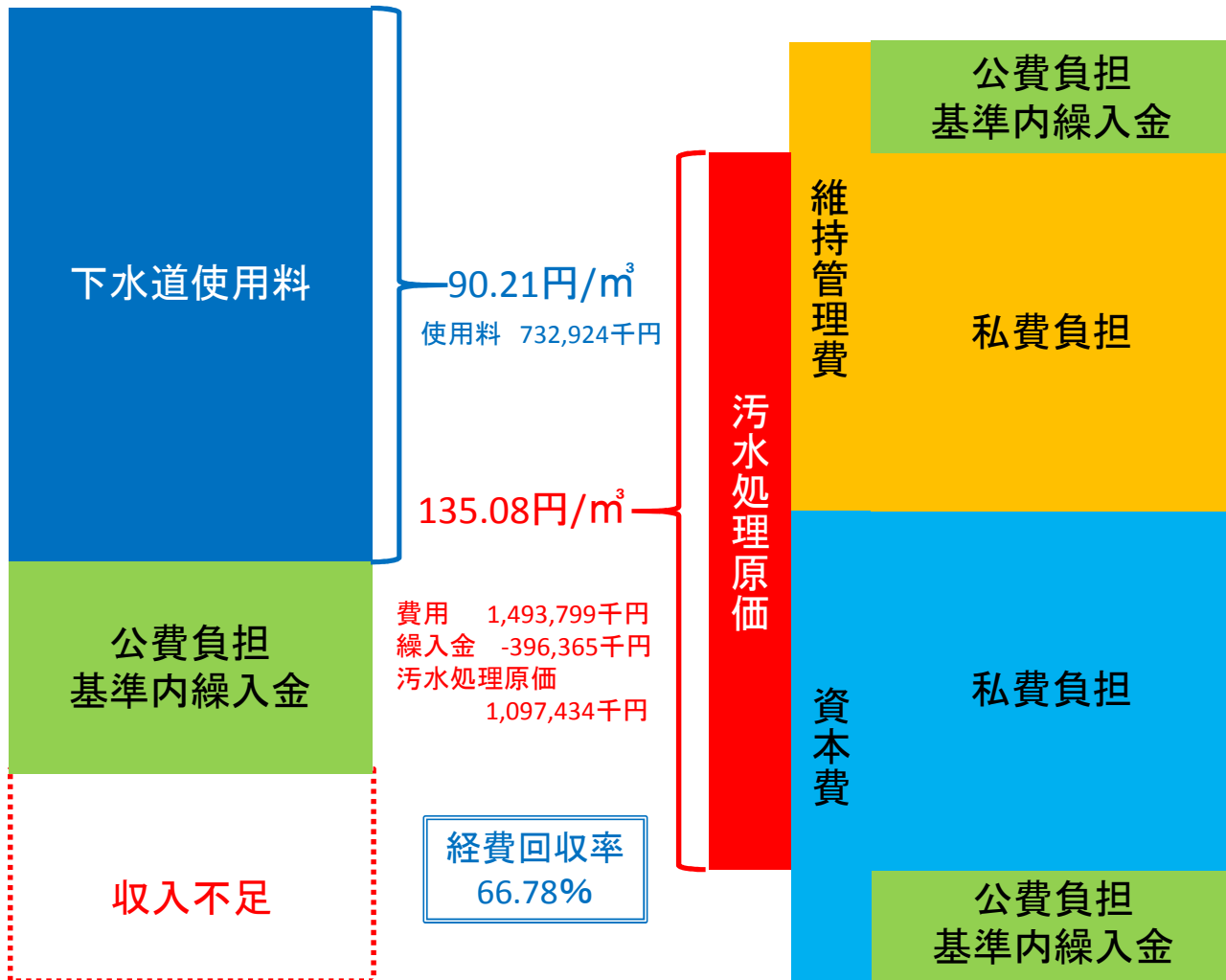
- 公衆浴場

下水道使用料収入額と汚水処理費の推移



平成26年度の汚水処理原価と使用料単価

年間有収水量
8,124,966^{m³}



下水道使用料算定の基本的な考え方の検討(改訂中)

1 使用料算定経費への資産維持費の位置づけ

下水道使用料の算定経費に、資産維持費を位置づけることを検討

2 使用料算定期間のあり方

新たな事業計画や経営戦略をめぐる状況を踏まえ、使用料の算定期間(3~5年程度)について、見直しの要否を検討

3 使用料体系の設定の考え方・留意事項

人口減少や節水意識の向上等により使用水量が減少していることを踏まえ、使用料体系の設定の考え方、留意事項等について所要の追加等を検討

4 公営企業会計基準の見直し等への対応

公営企業会計基準の見直し等を踏まえ、記述内容について所用の修正、追加等を検討

経営努力の総務省基準

公営企業の経営に当たっての留意事項について

総務省自治財政局通知(平成21年7月8日)

地方財政措置については、最低限行うべき経営努力

下水道使用料 月3,000円/20m³
(下水道使用料単価 150円/m³)